

第VII章 平城宮の諸問題

1 平城宮の四至と条坊

平城京は朱雀大路を中心に、東西おのおの9条4坊の左京と右京にわかれ、左京にはその東に2条から5条にわたって4条3坊の外京が設けられていた。^{*}平城京の条坊制については、すでに多くの先学の業績があり、京城の四至や京内道路の幅員が考究されてきたが、種々の解釈があつて未だ結論をえない状況にある。現在幸いにも平城京の大半はまだ水田地帯として残つており、旧条坊の痕跡はかなり明瞭に道路や畦畔で追跡できる。航空写真などでみると往時の条坊の道路が細長く続く水田列として残っているものもあつて、その旧位置や幅員を推定できる。ここではこのような条坊の痕跡をもとにして先学の業績を参照し、平城宮跡周辺から条坊の諸問題をとりあげたい。

平城京の地割は、大宝令の小尺を測地尺として1800尺で計画され、各坊の町はすべて方400尺であると説かれていた。ところが近來の研究で大路の幅員には広狭があり、さらに平安京と同様ある部分では条坊間にも大路が存在するらしいことが判つてきた。その結果、条坊地割の寸法と大路・小路・町の通計とは一致しなくなるものもあり、旧來の説と矛盾が生じてきた。これを検討するには、一坊大路・二条大路・坊間大路（平安京壬生大路に當る）など、他の大路よりも、すべて広い幅員の大路を含む左京右京各一坊が、最適と考えられる。

A 条坊の地割

平城宮跡の東西に接して南北に細長く続く水田列がある。これは航空写真でみると、旧京の殆ど全域にわたつて続き、明瞭に一坊大路の形跡を残すものである。宮城は東西を一坊大路、南を二条大路で限られるが、東西の一坊大路間の距離を求めると平城宮の東西幅すなわち2坊分の実距離を知ることができる。この場合条坊地割が朱雀大路を含むか、或は朱雀大路両側から東西に設定されたかを、併せて検討できることになる。この両水田列の距離を、文化財保護委員会作製の平城宮跡1000分ノ1地図で計測すると、外畔間3600尺、内畔間3380尺であつて、これから宮城東西幅は3380尺、一坊大路幅員は110尺ほどになる（PLAN 1）。

宮南の一坊を同様航空写真でみると、朱雀大路、一坊大路やこれに挟まれる一坊の4町3路の形跡が、水田畦畔から明瞭に認められる。ここで注目されるのは、一坊内にある3路のうち中央の路は幅が広く、これが坊間大路と確認できることと、また町の形状が正方形にならず、とくに朱雀大路に隣接する町にこの傾向が著しいことである。それらの東西幅を現地で水田1筆ごとに略測すると、Fig. 26に示したような値になる。坊間大路が条坊地割の中心にあると仮定すると、宮跡東部

^{*} 「律書殘篇」(改定史籍集覽27)に左京条九防州六、右京条九防州三の記載が挿入されている。この京は他の記載事項から平城京と考えられ、誤記でない

すれば、平城右京には3坊分条坊が設けられなかつたかもしれない。現状では旧右京四坊は大部分が条坊の痕跡すらも認めがたい。

の朝堂院跡は、中軸線を坊間大路中心、すなわち条坊地割中心に一致させたと考えられる。^{*}1000分ノ1宮跡地図上で、昭和30年発見の大極殿回廊や諸堂跡を示す土壇から朝堂院中軸線を求め、これと宮城東西幅を2分して得た平城宮中軸線との距離を計測すると880尺となる。地割が1800尺で計画されたと仮定してこれをその半分の900尺とすると、測地尺と現在尺との比率は0.978となる。

測地尺と現在尺との比

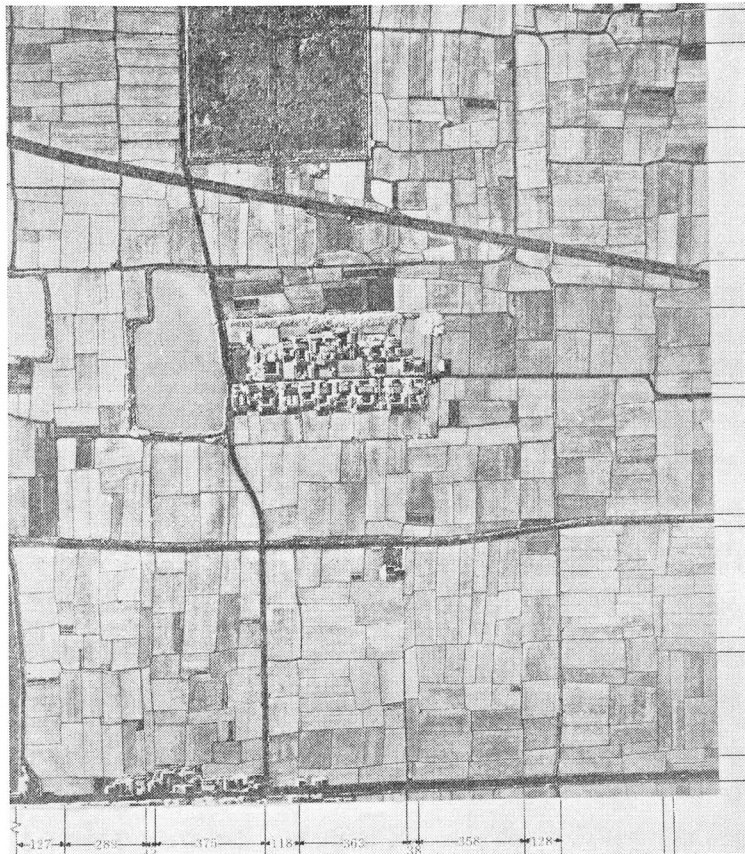
この比率で宮跡東西幅を測地尺に換算すると、 $3380 \div 0.978 = 3456.0$ すなわち3456尺となり、宮城

東西幅は1800尺で想定した地割寸法より小さく、その差は $1800 \times 2 - 3456 = 144$ (尺)となる。しかし一坊大路の外側間の距離3600尺を換算した3681尺は、地割寸法より81尺大きい。この結果から、地割線は宮域中心すなわち朱雀大路の中心と、一坊大路の中心よりやや外方、道幅のほぼ3分ノ2の位置にあたることになる。またこの値には朱雀大路幅員の2分ノ1が含まれるので、京の地割は朱雀大路の両側から設定されたものでなく、むしろ大路中心からの設定と考えられる。

1800尺の地割

以上は1800尺を規準とする地割が行われたとしての考察で、これを他に及ぼしてゆくと次のとおりである。まず南北方向は宮域の北限が確定しない現状では、平城宮跡を基準にすることが出来ない。しかし二条についてはすでに大岡実による東大寺転害門心(一条大路心)から、旧二条大路南縁石垣までの実測値があり、1837.1尺と知られる。これを先の数値によつて換算すると1880尺となる。^{**}そこでこれを地割線を一・二条大路心とみると、南北方向では80尺の差が生ずる。この差は二条大路南半の幅員で、二条大路は160尺と計算される。同様三条についても、大岡実の興福寺旧境内の南北の実測値があつて、1646尺と知られるので、^{***}前記の二条の実測値を加えて、一条大

Fig. 26 平城宮跡東南付近条坊痕跡



(数字の単位は曲尺)

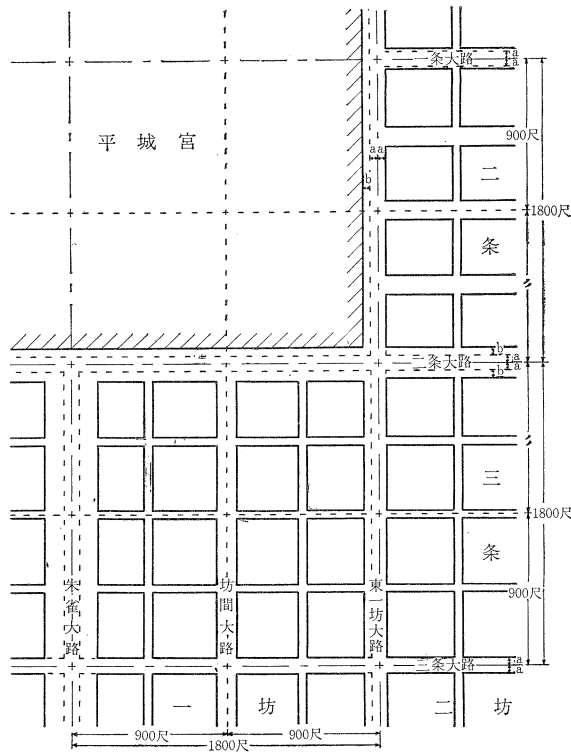
* 次節でのべるように宮域中央区は第1次、東方区は第2次の朝堂院に比定される。第1次の朝堂院は朱雀大路中心と中軸線を揃えるので、第2次のものも正面の坊間中央路中心に中軸線を一致させたと考えられる。しかし坊間大路を示す水田の中心線の延長は、現状では正しく朝堂院跡中軸線と一致しない。これは水田の東西幅が120尺ほどあるため、坊間大路幅を100尺とみて、中心線と中軸線が一致

すると仮定した。なお朱雀大路の幅員はFig. 26に示した水田からは260尺ほどとみられるが、南の水田はこれより広く平安京同様280尺の幅員とみるべきであろう。

** 大岡実「平城京二条大路と東京極路」(建築史1-1)昭14

*** 大岡実「興福寺建築論」(建築雑誌505)昭3

Fig 27 平城宮周辺条坊復原図



路中心より三条大路北縁までの距離を求めれば 3483.1 尺、これを換算して 3562 尺となる。三条大路中心が地割線とすると $1800 \times 2 - 3562 = 38$ (尺) 差があり、三条大路の幅員が76尺となる。

以上の一坊と二・三条の計算から、条坊地割を1800尺とみるのは妥当であり、1町を400尺とすると三条大路の計算値を参考にして、大路80尺小路40尺とみなせよう。このことから Fig. 27 に示すように、条坊を限る大路が地割線上に 2a (80尺) で計画され、一坊大路・二条大路はさらにこれを平城宮域の側に、等距離 $b (=a)$ で上げられ、それぞれ120尺、160尺の幅員をもつようになったと考えられる。*すなわち大路で幅の広いものは、計画数値80尺のどちらかに、道幅を広げた結果と考えるのである。

大路・小路の幅員

条坊を限る大路が80尺より広い幅員で設

道路幅員の町への影響

けられると、地割寸法が各条坊に一定である以上は、当然条坊内の町に影響を及ぼすことになる。宮南の一坊では、二条大路に南接する町が Fig. 26 で認められるように、南の3町より南北幅が狭いのはこのためであり、また前述のように一坊の東西方向は中間に大路が設定されたため、町幅に広狭があるのが明瞭に認められる。大路の幅員が町に及ぶ最もよい例は朱雀大路両脇の町で、最大の幅員の路に接する町が最小の幅となる。

この1800尺の地割を、一坊と二・三条以外で検討してみると、次のようになる。最近、大安寺南大門、中門、西大寺東西両塔、薬師寺南大門、中門など京内寺院の一部が発掘されてその位置が確定した。**寺院の中軸線は条坊に規制されるので、奈良市作製の3000分ノ1都市計画図上でこの位置を計測し、条坊地割を検討できる。発掘によつて得られた大安寺伽藍中軸線は、平城宮中軸線より5730尺東にあり、これを換算すると5859尺となる。伽藍中軸線は三坊大路の1町東の小路中心と一致するので、想定地割寸法は $1800 \times 3(\text{坊}) + 40(\text{大路半}) + 400(\text{町}) + 20(\text{小路半}) = 5860(\text{尺})$ で、実測値とよく合致する。また西大寺東西両塔の中心、すなわち西大寺伽藍中軸線は、平城宮中軸線の4620尺西にあり、これを換算すると4724尺となる。伽藍中軸線は三坊九～十二坪の中心と一致するので、想定地割寸法は $1800 \times 2(\text{坊}) + 40(\text{大路半}) + 400 \times 2.5(\text{町}) + 40 \times 2(\text{小路}) = 4720(\text{尺})$ となり、両者はほぼ合致する。一方薬師寺伽藍中軸線は、平城宮中軸線から3100尺西にあつて、換算すると3170尺となる。伽藍中軸線は、一坊大路の3町西の小路にあると仮定すれば、想定地割寸法は、

地割寸法の検討

* 現地形で認められる二条大路跡の水田は、平城宮に接する部分では、南北幅が特に広く170尺ほどであり、東一坊大路跡より東側の水田では160尺ほどになっている。宮正面のみは広くされていたようである。

** 大岡実、浅野清「大安寺南大門中門及び回廊の発掘」「薬師寺南大門及び中門の発掘」(日本建築学会論文集50)「西大寺東西両塔」(同論文報告集54)

1800(坊) + 40(大路半) + 400 × 3(町) + 40 × 2.5(小路) = 3140(尺) となり、これでは30尺の差ができる。*以上は東西距離であるが、南北方向では薬師寺南大門、大安寺南大門の基壇前面と宮跡南端間の距離が計測され、これは7040尺、換算すると7198尺となる。宮城南端から六条大路北縁までの計画寸法は、80(二条大路半) + 1800 × 4(坊) - 40(大路半) = 7240(尺) で、これも約40尺の差が出来るが、門の前面が大路より後退していたであろうから、これでは細かい検討はできない。

外京の地割 なお外京の東西地割寸法は1800尺ではない。興福寺金堂心すなわち興福寺伽藍中軸線と大安寺伽藍中軸線との距離は5410尺で、換算すると5532尺となる。興福寺中軸線は七坊五～八坪の中心にあるとすると、この中で外京のみの寸法は、 $5532 - [1800 - (40 + 400 + 20)] = 4192$ (尺) となる。これを1800尺の地割で2坊1坪半として計算した結果、 $1800(坊) \times 2 + 40(大路半) + 400 \times 1.5(町) + 40(小路) = 4280$ (尺) と比べると、全く合わない。これは外京の東西方向の計画寸法が、1800尺より小さかつたことを示すもので、興福寺周辺の条坊痕跡によつても同様な結果が得られる。その原因は使用尺度の相違か、または大路・小路の幅員が狭かつたものであろう。いずれにせよ外京設定の時期が遅れることを示すと考えられる。**

条坊間大路の問題

条坊間の大路については、主として中世の田畑券文によつて現在一・二条や一・二坊にその存在が知られている。***このうち水田の畦畔によつて、明瞭に条坊におよぶ条・坊間の大路が認められるものは、宮南の左右各一坊の坊間大路のみであつて、他のものは確認できない。条坊地割寸法は坊間大路の存在になんら制約されず、何れの条坊でも等しい寸法であるため、距離測定からは大路の存在を確認することができず、現在では文献によるか、その痕跡を留める水田の形状によらざるをえない。宮東の一・二条では、宮跡付近の水田の形状からは坊間の3路すべてが、大路のように広い幅員で認められる(PL. 1, Fig. 26)。しかしこれを追求しても、法華寺以東では大路の痕跡を求めることができない。

二条の条間大路については二・三の問題がある。「東大寺修理所修理法進状」(東南院文書)に中御門大路の記載があり、条間大路が外京にも存在したことが知られる。一方地割を一定とみるとすでに述べたように、この大路に隣接する町は400尺平方より小さな面積でなければならない。正倉院文書紀朝臣勝長家地相換券文には、外京の二条五坊七町は1町2段124歩(400尺平方)と記載され矛盾が生ずる。また東大寺中御門に相当するいわゆる焼門の位置は、大岡突の実測によつて転害門心より855.3尺南と知られる。とすれば中御門大路は地割の中心に位置しないことになり疑問である。なお坊間大路については右京九条二坊、左京四条一坊では文献上否定的なものもあり、また坊間の中央にない大路が、右京三条一坊に存在することなどがあつて判然としない。或は利用度の高い小路のみは、大路に拡張されたのであろうか。****

* これは現在考えられているいろいろな条坊寸法を用いても、うまくゆかない。薬師寺は条坊とずれて建てられたらしい。

** 興福寺の伽藍中軸線は大路6丈小路3丈の幅員で計画された条坊によく合致することが今迄知られてきた。しかし外京の東西方向の地割をそう認めても、なお寸法に差がある。興福寺の伽藍中軸線が、この基準の異なる外京の条坊に合致する以上、興福寺の造営は外京設定以後となる。興福寺の供養や維摩会が和銅7年に行われていることから、外京の設定は和銅年間とみられよう。

*** 田村吉永「平城京条坊機構の諸問題」(史迹と美術22—9)昭27、大井重二郎「平城京条坊大路以外の六大路の確認と京極道路の再計算について」(続日本紀研究4—8・9)昭32。

**** 東大寺文書「薬師寺僧慶意田地処分状」に、右京九条二坊八坪西小路、東大寺文書「藤井姉子田地処分状」に左京四条一坊七坪東小路とある。これからはこの坪に接する坊間の路は小路のようにみられる。また西大寺本検注目録「西大寺四王堂免田等事」に右京一条三房一坪南大路とあつて、坊間中央路の他にも大路が考えられよう。

B 平城宮の地割

宮城東西距離は前述のように地割線より一坊大路幅員の3分ノ2を減じたものであつて、一坊大路幅員を120尺とみたため、 $(1800-80) \times 2 = 3440$ (尺)となる。宮城の広さ

南北距離も南限は二条大路のためせばめられているが、北限も北京極路で同様せばめられたとすると宮城の広さは3440尺四方となる。

宮城には朝堂院、内裏、各省官衙が存在し、それらを画する道路の存在が考えられるが、平安宮宮城内道路古図にみられるような宮城内の路は現在の地形から明らかに指摘することはできない。発掘で判明した道路遺構は、6ABO区中央の官衙群を画する幅50尺ほどの南北路で、この位置は宮域中軸線上にある。また、6ABN区南端部は地山が南よりも一段高くなり、この部分ではなんらの遺構も発見されないため、東西に通ずる路と推定した。この位置は南北地割の4等分線上に相当する。なおこの他に地域を画する遺構として、昭和3年発掘の6AAB区に玉石積の溝が知られている。溝が発見された場所は南北に細長く連続する水田で、この水田列は宮域中心にまでおよび、朝堂院と東一坊大路の間の宮域北半地域を2分する位置にあるが、地割寸法とは直接関係しない。なお、現在国有地となつている朝堂院跡についてその構成と地割の関係をみると、南門、中門、大極殿前門のそれぞれ前面は南北地割の4等分線上に位置する。この諸門と道路との関係は、平安宮古図に見られないもので、宮内建物群の全体計画を考える上に注意すべき点であろう。

上記の要旨を列挙すると次のとおりである。

1 平城京の条坊は1800尺の等間隔で方眼に地割され、地割計画では条坊大路の幅員の広狭は考慮されなかつた。2 条坊大路は地割線上に設定された。3 幅員が広い大路を設定するに当つては本来計画された条坊大路の片側ないし両側に拡げられた。4 幅員が広い大路に隣接する町は、大路の影響で町の広さが縮小された。5 五～七坊のいわゆる外京では、南北方向と東西方向は地割の寸法が異なる。南北方向は一～四坊の延長なので問題ないが、東西方向の地割の違いは、外京設定時期の遅れることを示している。

平城京条坊制の正確な数値は、旧京全域にわたる地形測量によらない限り結論は求められず、今後の問題として残さざるをえない。とはいうものの、平城京の大路の位置や幅員は平安京と近似している。大きな差異は町の広さが一定でないことで、その他は延喜式に示される京程を平城京にも適用してよいのではないだろうか。平安京条坊制は町の面積を一定にし、北辺坊を整備したもので、全く平城京条坊制の発展形式と解されるのである。

2 宮内諸建造物の機能と位置

A 文献にみえる建造物群

ここでは文献にみえる平城宮関係の殿、院、苑、門などを宮城門、内裏、朝堂および諸官衙に整理分類してその機能と宮内位置を考えてみる。

宮 城 門

宮城の周囲には宮牆がめぐらされ(宮衛令宮牆条)、その外辺には溝が掘られていた(同条古記)。宮

牆4面にはそれぞれ3門ずつあわせて12の大門が存し(宮衛令宮閣門条古記),門前に橋を渡して(宮繕令京内大橋条古記),宮城外に通じていた。宮城十二門のことはすでに飛鳥板蓋宮にみえるが(皇極紀4・6),十二門の存在を確証できるのは,わが国都城制に飛躍的な発展を劃した藤原宮においてである。宮城門はまた外門とよばれ,門部が守衛する。これに対して,宮城内には衛門府と衛土府が防守する宮門(中門),兵衛府が主当する閣門(内門)があつて(宮衛令宮閣門条古記),内裏を中心に3重の構造をなしていた。

宮城十二門
門号

宮城十二門には固有の門号がつけられ,平安宮の場合には拾芥抄(宮城部第19)によると,東面北から陽明・待賢・郁芳,南面東から美福・朱雀・皇嘉,西面南から談天・藻壁・殷富,北面西から安嘉・偉鑿・達智とよばれた。ところがこれらの門号は,弘仁9年に唐風の2字を用いる美称に改められたもので(紀略弘仁9・4・庚辰),それ以前はそれぞれ山,建部,的(具犬養),壬生,大伴(朱雀),若犬養,玉手,佐伯,伊福部,海犬養,^(義)猪使,丹治比と氏名を冠するものであつた。*平城宮の場合もこの氏名を冠す門号であつたことは,のちにみるように統紀の実例によつて証明される。氏と門号の関係については従来,拾芥抄(同上部)の記述から各氏族がそれぞれの門を造営したものと考えられてきたが,最近の研究によつて氏族造営説は排せられ,門号となつた各氏族は実は大化前代以来の天皇近侍氏族で,令制では宮城内の守衛にあたる衛門府門部に系譜を引く氏族であることが明らかにされ,改新のプロローグをなした入鹿誅滅事件,いわゆる乙巳の変に際して,これら氏族が板蓋宮の大門を防守した功勞を顕彰して附したのものとする見解がとられるに至っている。**

平城宮の宮
城門

平城宮十二門のうち,文献にみえるものは,朱雀門(統紀和銅8・正・朔,天平6・2・朔,天平16・3・丁丑,儀制令儀戈条古記),建部門(大日古12—392),中壬生門(統紀神護2・5・戊午),的門(統紀宝龜3・12・乙亥)の4門である。朱雀門は宮城南面の中央に位する宮城正門で,十二門中最も重要な外門である。元日朝賀に際して鼓吹騎兵がこの門の左右に陳列し,天皇がこの門に出御して,京中の大歌垣を觀覽しているなどの統紀の事例がそのことを証明している。儀制令儀戈条古記にも「元日朱雀に飾馬を陳列する許に,藤原右大臣(武智麻呂)の儀戈を立つ」とあるから,元会朝賀の儀式に朱雀門は欠くことのできない重要なものであつた。平安宮の場合も同様でその委細は貞觀儀式(卷第6元正朝賀)によつて知られる。いうまでもなく,元朝儀式は天皇大極殿に出御して朝堂で行われるものであり,朱雀門はいわばその延長として利用されるのである。朝堂と朱雀門のこうした機能上の対応関係を考慮すると,平城宮跡で朝堂を東方部に推定した従来の説は再検討する必要が生ずる。朱雀門の記録が天平16年以降に見当たらない点からすれば,記事の省略を考慮するとしてもなお,それがかつて朝堂正面の門であり,これ以後朝堂の位置に変更があつて,機能的に以前の重要性を失つた事情を示すのではなからうか。(後述参照)

建部門は正倉院文書に右大臣(藤原豊成)以下13人がこの門に参向したとみえるものである。その年時を大日本古文書の編者は,勝宝4年としているが,たしかなことはなお不明であり,何のための参向かも明らかでない。ところで建部門の位置であるが,本来は平安宮待賢門の位置,すなわち

* 具犬養門は一条兼良「年中行事秘抄」所引「弘仁陰陽寮式」群書類従6)にみえ,佐伯有清は弘仁式所載の門号を恭仁遷都から景雲3年までのものとした。「宮城十二門号と古代天皇近侍氏族」(続日本紀研究2—4,5)。大伴門が朱雀門にかわつた時期は不明であるが,朱雀門の初見が和銅8年であることか

らすれば,あるいは平城宮ではじめて改号された門であろうか。

** 川勝政太郎「平安宮十二門に関する問題」(史迹と美術15—6),井上薫「宮城十二門号と乙巳の変」(続日本紀研究1—7),山田英雄「宮城十二門号について」(続日本紀研究1—10),佐伯有清前掲論文

東面中央であるが、弘仁式、貞観式の逸文から佐伯有清が復原したところによると、*恭仁宮以来景雲3年までの平城宮は東面の門号位置に移動があり、建部門は本来の的門=郁芳門の位置すなわち東面南端に位するのである。勝宝4年のものとすれば丁度その間にあたるわけである。つぎに中壬生門。これがもし壬生門と同じならば、平安宮美福門の位置、すなわち南面東の門である。それならば何故「中」の字を冠するのか。拾芥抄で東、南、西各面の中央門がまた「中御門」とよばれていることからして、「中」を中央の意味に解することはきわめて自然である。ところが続紀によると、中壬生門の西に官人百姓の訴陳を聴く場所を設けたとあるから、この門は宮城の北面か南面以外には考えられないことになり、おそらく南面東の門と推定される。したがって「中」の字は位置の意味からは解けず、別の解釈が必要になつてくる。南面東門とすれば、東側朝堂の正面にあたる。さきに朱雀門についてのべたように、朝堂の正面門は朝儀に際して重要な機能をもつものであつて、こうした事情が「中」の字をつけた理由ではなからうか。

的門は平安宮郁芳門と同位置とすれば、東面の南端の門である。続紀によると、宮城内にあつて的門に通ずる東西の路に、太政官弁官曹司の南門が開いていたことがわかる。この的門と弁官曹司の位置は平安宮の場合もほぼ同じである。

朝 堂 関 係

朝堂は諸司百官が、一堂に会して朝儀を行う場所である。北域に天皇の高御座を設ける大極殿の一郭を付し、南面には控えの場=朝集殿の一院を配し、この間に朝儀の場としての12堂があつて以上3つの部分からなつている。宮城内諸建築物中内裏とともに、最も重要なものであることはいふまでもない。そこでまず朝儀の具体的な内容を続紀について調べると次のようである。

朝堂儀式の
具体例

- 1 即位および大嘗会の饗
- 2 元日朝賀および饗
- 3 蕃客(外使・隼人)謁見および饗
- 4 正月の節宴(7日・16日<踏歌>、17日<大射乃至内射>)
- 5 その他
 - イ 読経(1代1度の仁王・大般若経の講読、天平9年疫瘡流行につき最勝王経転読)
 - ロ 授位(神亀6・3・甲午、延暦2・2・壬子)
 - ハ 宣詔(天平元・8・癸亥<改元>、宝字6・6・庚戌<高野天皇詔>、天応元・4・癸卯)
 - ニ 特別な宴(神亀4・11・己亥<基王誕生>)

つぎに律令の規定および集解註釈書について朝堂の儀の内容を検討しよう。衣服令には大祀・大嘗・元日の三大儀式に際して、五位以上が着用する礼服の詳細な規定が見えている。また同令武官朝服条には、特別に「会集等日」の服装がきめられている。この「会集日」を義解は「元日及聚集并蕃客宴会等」とし、穴説は「大祀、大嘗、元日および宮衛令の儀仗を立てる日」としているが、儀仗を立てる日とは宮衛令元日条に「元日、朔日、若しくは聚集すること有らん、および蕃客の宴会辞見には、皆儀仗を立てよ」とあるのを指す。儀仗を立てる儀式のすべてが、朝堂で行われるとは限らぬにしても、さきの続紀の用例に徴して、それらが多く朝堂儀であることはまちがいない。右にあげたもののうち、朔日すなわち告朔儀のことは儀制令文武官条に、前月の公文(いわゆる告朔文)を五位以上が朝庭の案上に送り着け、これを大納言が進奏するとあるから、朝堂でおこなわれたことは明らかで、続紀にその例を見ないのは、毎月の常例行事として省略したものに他ならな

* 佐伯有清は弘仁式の場合、大寒の前夜に東面の門につけられる土牛童子像の色が、のちの貞観式・延喜式とことなつていることから、門号に移動があつたことを推定され、つぎのように整理された。

〔藤原宮〕 〔平城宮〕	〔弘仁式〕 恭仁~景雲3 泉犬養門	〔貞観式〕 景雲3~弘仁9 山門	〔延喜式〕 弘仁9~ 陽明門
(北) 山門	山門	建部門	待賢門
(中) 建部門	山門	建部門	待賢門
(南) 的門	遠部門	的門	郁芳門

い。*

天平10年頃にできた大宝令の註釈書古記はさきの宮衛令元日条で、朝堂儀式をその儀式内容によつて次の3つに分類している。

- 1, 元日……五纛を装い、鉦鼓あり。
- 2, 蕃客宴会辞見, 左大臣以上任授……幡を立てるも纛・鉦・鼓なし。
- 3, 五位以上授……幡なく直に帯仗威儀。

これによつて平城宮における朝堂儀式の一端をうかがい知ることができよう。

以上の事例によつて、平城宮の朝堂が、常の行事や臨時の大事に際して朝儀、饗宴のいずれにも使用されたものであることがわかるが、平安宮においては弘仁年間豊楽院、武徳殿などが新しく造営されて、饗宴・騎射が朝儀そのものから分化し、それぞれ固有の殿舎をもつようになった。このような両者の差異は、実は奈良朝、平安朝の政治のスタイルを反映するものであろう。

つぎに大極殿、朝堂関係の用語を個別的に検討しておく。

朝堂関係用語

a. 大極殿閤門（大極殿南門、南門）と重閤門（重閤中門） 平城宮の大極殿が藤原宮と同様朝堂院に対し南面を閉じて一院をなす構造であつたことは、平安宮の場合と異なる大きな特色である。大極殿南面の正門は統紀に大極殿閤門、単に閤門、あるいは大極殿南門、単に南門とみえているものがそれにあたる。その用例をみると、隼人奏楽観覧・大嘗会宴・正月の節宴に際してここに天皇が出御するものである。これに対して重閤門、あるいは重閤中門はその用例がいずれも5月5日の騎射であること、騎射が行われる場所は他の例では、松林苑や甕原の南野樹であり、正月17日の大射（あるいは内射）が朝堂院で行われているのと対照的であること、さらに「重閤」ないし「重閣」という門の構造に注目すると、平安宮の会昌門あるいは応天門に相当するものではなからうか。***なおこの他に重閤中院なるものが、宝亀4年正月7日の節宴に利用されているが、同日の節宴の他の例から推して、朝堂院一郭の謂であらうか。

b. 大極殿南院・南院・南閤 南閤は靈龜元年（大射）、大極殿南院は勝宝3年（踏歌宴）に1例ずつみえ、単に南院は、勝宝3年（七夕宴）・宝字元年（奈良麻呂の乱につき畿内百姓村長以上に詔）の2例みえる。南閤は大射の行われた他の例からすると朝堂院の別称であらう。靈龜元年のことだから、まだ朝堂院の体裁を整えていなかったものに、このような表現を用いたのであらうか。大極殿南院、南院も朝堂院一郭を指すらしいが、この用例がいずれも孝謙朝のものであることに注意したい。孝謙朝の内裏・朝堂の利用が不安定なものであつたことは、第Ⅱ章にものべた通りであるが、宝字元年は丁度大宮改修のために、田村宮に移御していた時期のものであり、勝宝3年の2例は当時朝堂に何等かの改修が行われたと思われる時期である。かかる時期の朝堂院一郭を、あえて南院・南閤と称したとすればはなはだ興味深いものがある。

c. 中朝・西朝 中朝は天平2年（正月7日節宴）、西朝は靈龜3年（隼人奏楽）にそれぞれ1例ずつみえる。「朝」は朝堂と解するのが自然で、隼人の奏楽は朝堂でおこなわれるのが通例である。

d. 太政官院と朝堂 太政官院は、のちにのべる弁官曹司を含む太政官の官衙であり、また太政官坊ともよばれる。（統紀宝字元・7・戊午）

太政官院は大嘗の斎事のおこなわれる場所でもあり、淳仁・光仁・桓武のいずれの時もここでお

* 統紀天平9・6・朔日条に「廢朝す、百官官人疫を患らるるを以てなり」とある。この朝儀は告朔のことであらう。

** 福山敏男はこれを大極殿閤門と同一に考えているが、その用例の差異に着目するなら、いかがであらうか。『大極殿の研究』p. 25

こなつた。平安宮では、朝堂院（八省院）に齋場を造るのが通例で、貞観儀式には微細にわたつてその儀式次第が記されている。したがつて平城宮では朝堂とならんで、大嘗の齋事を行うかなりの規模の太政官院一郭が存在していたと推定され、平安宮古図によつて知られる太政官の規模とは相当異なつていたものとおもわれる。いずれも長岡宮の例であるが、太政官院に百官の朝座が設けられ、その周囲に築垣がめぐらされていたことなども（統紀延暦5・7・丙午、同4・8・乙酉）、平城宮の太政官院の規模・機能を知る上に参考になる。その位置はあとにのべる弁官曹司を含むものであるから、朝堂の東南にあつたものであろう。

内 裏

内裏はいうまでもなく、天皇の常の御所である。しかしそれは単なる天皇常住の殿舎ではなく、後にみるように授位、賜宴、外使接見の行われる政治の場所でもあつた。統紀、万葉集などに「内裏」と記されるほか、「御在所」「中宮」「中宮安殿」「中宮院」「中宮西院」「東院」「東内」「東常宮（南大殿）」「西宮前殿」「西宮寢殿」「内南安殿」などとみえているものも、内裏そのものの別称、或は内裏内の殿舎を示すとおもわれる。これらの個別的な検討はすでに関野貞が『平城京及大内裏考』によつて一応果していることであるが、個々の点については異論もあり、近來の発掘の進展で得られた新知見もあるので、今一度それぞれの用例を検討し、なかでも各々がどのような関係にあるかを中心に、問題を整理しつつ述べてみたい。

a. 中宮と内裏 中宮は養老7年を初見に、勝宝6年に至るまで都合22回統紀にみえる。^{*}このうち3例を除く19例は、天平12年正月以前、すなわち恭仁遷都以前に限られる。その19例について利用内容を検討すると、授位、賜宴、蕃客献物、読経など種々の行事に使われているが、その中で目立つた傾向として、天平元年以降元日の賜宴に6度使われていて、その画一的な利用がみられるのである。中宮の宴は侍臣に賜わるものであるが、これと対をなして、そのほかの五位以上および蕃客は朝堂で饗せられる。元日の饗宴に際して賜宴をうける身分によつて中宮と朝堂が使われ分けられているのである。このような一般的な中宮使用例からすれば、恭仁京から遷都後の3例はいずれも特殊なものである（読経2、宮子崩）。

中宮

ところが天平18年以降は上にのべたような用例の中宮は記録上から消え、かわつて内裏の用語が一般的になる。天平12年以前にも内裏の用語が全くみられないわけではないが、この例はわずか5例でしかも特殊な用例なのである。^{**} 恭仁遷都を境に、内裏関係の用語に中宮→内裏の変化がみられることは興味深いことである。御在所の意味もこの時期以前は内裏と同義に用いられているのに対し、以後は一時的な行宮御在所の義にかわつている。^{***} 統紀の編纂者が用語を統一することなく、以前の記録をそのまま採用した1つの例であろう。

中宮については、これを宮子皇太夫人の御所とする説もあるが、^{****} 上の用例からするならば、内裏と同一の機能を有する殿舎とすべきであろう。後にみる東院・東内・東宮・西宮に対して宮城内中央に位することからよばれた「内裏」と考えるべきである。

* 「中宮院」5, 「中宮西院」1, 「中宮供養院」1は含まず。

** 神亀元（大嘗賜宴）、神亀3（玉粟生ず）、天平元（光明皇后宣勅）、天平3（政務に関する宣勅）、天平9（新羅使不礼につき官人に意見を陳べさせる）。

*** 統紀神亀3・3・辛巳条、天平元・3・癸巳条、

天平12・9・戊子条にみえる御在所は内裏と同義であり、感宝元・閏5・丙辰条、勝宝4・4・乙酉条、宝字5・正・丁酉条では、御在所をいずれも一時的な天皇居所の意に使っている。

**** 大井重二郎「平城宮の中宮、皇后宮と西宮について」（大和文化研究4—4）

中宮院 b. 中宮院と中宮 中宮が恭仁遷都以前に特徴的な「内裏」の称呼であることをのべたが、中宮院は逆に天平17年以降にのみみられるものである。すなわち天平17年5月平城遷都に際して、御在所としたところが中宮院であることを初見として、その後5例みえている。このうち天平18年正月に太上天皇（元正）の御在所を中宮西院と呼んだ例（万葉集）を除けば、残りの4例が全て宝字6年5月以降の、淳仁天皇の御在所として示されている点はきわめて特徴的である。そこで考えられることは(1)中宮院がみえるのはいずれも平城宮が改造中、または改造を要する落着かない時期であること。(2)中宮の如き「内裏」観念がそこにはみられず、朝儀・賜宴が催されることもなく、全く天皇の御在所のみになつて、機能的に縮小化する傾向がみられることである。

東宮 c. 東宮・東院・東内・西宮 東宮が皇太子の居所であることは、東宮職員令に明示されており続紀の唯一の事例、神亀5年8月丙戌条の「東宮」も、基王の居所であることから問題はない。そして、これが天皇の御在所に対する方角からよばれた称呼であることも、東宮職員令集解の「皇子の宮、御所の東に在る故に東宮と云う也」（穴説）などによつて明らかである。

東院 東院は続紀勝宝6年正月7日条（五位以上賜宴）、神護3年正月18日条（宣詔）、同年2月14日条（出雲国造神賀事）、同年4月14日条（東院玉殿新成、群臣聚集）、景雲3年正月17日条、景雲4年正月8日条（次侍従已上賜宴）と6例みえるが、これらはいずれも孝謙・称徳朝のものである。そして孝謙朝よりは称徳朝に多くみえるが、東院玉殿が称徳朝に新造され、その利用の仕方、正月節会の侍臣（或は次侍従）以上に対する賜宴など、かつての中宮、或は後の内裏の機能と全く同じであることなどが注意される。なおこの東院が宮城内に存在したか否かは東内・東院を含めて問題となるが、宮城内と考えられる理由は次のとおりである。

続紀では天皇が宮城内の殿舎に出御の時は「御」と記し、宮城外に出幸された場合は「幸」と記して使いわけのを一応の原則としたらしい。^{*}東院で「幸」としているのは、神護3年2月14日の出雲国造神賀事奏上の1例のみで、他はすべて「御」とする。国造神賀について続紀で奏上の場所を明記するものが他に1例あり（勝宝2・2・癸亥）、この場合は大安殿であつた。したがつて、先の1例も内裏乃至内裏関係の殿舎で行われたとすべく、東院を宮城外に求める必要は認められない。

東院に関しては事例中唯一つ、孝謙朝に属する勝宝6年正月7日の記事が、万葉集（4301）の詞書にもみえる。これには「7日、天皇太上天皇（聖武）皇太后（光明子）、東常宮の南の大殿に在りて肆宴する歌」とあつて、東院がまた東常宮ともよばれたことをしめしている。東常宮がさきの皇太子の居所東宮に通じるものであり、孝謙が聖武太上・光明皇太后とともに東常宮に在つて、正月節宴に奉歌をうけている様子は、皇太子時代の居所（東宮）を即位後も常の御所としたことを想像させる。そして称徳朝にはさらにこれが改修発展して、のちにのべる西宮とともに、内裏の一翼をになうにいたつたのであろう。なお平城宮の東宮殿舎は、和銅7年に立太子した元明・元正朝の首皇子（聖武）にまでさかのぼるものであり、おそらく霊亀から養老にかけての時期に造営をみたのではなからうか。^{**}

東内 東内は続紀景雲元年12月乙酉条（造東内次官任命）、同3年正月丁丑条（御東内始行吉祥悔過）の2例のみで、称徳朝にのみみえる。景雲元年から2年にかけて造営が行われ、3年正月にいたつて竣

* 天皇が宮城外に出幸された場合は例外なく「幸」であるが、「御」は必ずしも宮城内とは限らない。例えば天平14・2・朔、皇后宮に幸したあと、3月20日には皇后宮に御して五位以上を宴しているなど

の用例もある。

** 東宮を内裏内殿舎とすることは当時の皇太子の地位を考えると無理であろう。

工した東内においてはじめて吉祥悔過を行なつたものであろう。^{*}東内と東院の関係は不明とするほかはない。

西宮は称徳朝にのみ固有の宮殿であつて、統紀によると5例みえる。^{**}これらの利用例をみれば、最初の例は元日朝賀に際して、天皇が西宮前殿に出御したものであるが、元朝の常例は大極殿出御であり、もし大極殿が存しない場合は廃朝される前例があるから、^{***}これは前後にその例をみぬ特殊なものである。その他の例は、さきの東院と比較すれば、やや奥向きの行事に利用されたものと解され、法王道鏡が大臣以下の元日拝賀を西宮で受けているのも「内裏」としては副次的なものであつたからであろう。道鏡の法王宮においても節日に賜宴が行われていることから考えれば、称徳朝における西宮は、機能的に東院と法王宮の中間に位するものであり、称徳崩御の場所が西宮寢殿であることも、これがさきの中宮院と似た性格のものであつたと推定する理由となる。

西宮

なお、その宮城内の位置は関野貞のいうように、宮城内西方に「大り宮」の字名を残すあたりと考えられるが、また内裏として拡張発展した東院に対して、かつての中宮院が、西宮とよばれたとも考えられるから、どちらか決しがたい。

d. 大安殿・中安殿・内安殿・内南安殿 これらがいずれも内裏内殿舎を指すこと、大・中・内裏内殿舎
内がそれぞれ平安宮内裏の紫宸殿・仁寿殿・常寧殿に比定されるとする通説は妥当な解釈とおもわれる。これらのうち、内南安殿は勝宝7年8月13日の肆宴の場所として、万葉集(4452)の詞書にみえるもの。大安殿は統紀の神亀2年以降の例にみえるが、うち3例は天平14年正月から17年正月のすなわち恭仁・甲賀宮にかかわるものである。なお勝宝2年元日の朝賀と、同年2月4日の出雲国造の神斎賀奏事の2例は、当時滞在中であつた難波宮の大安殿であるかもしれない。残る4例は確実に平城宮のもので、冬至肆宴1、踏歌宴2、無遮大会1(天平17・8・15、平城遷都の直後)など多くの節宴に使用されているが、恭仁・紫香楽宮においても七日宴2、踏歌宴1、などに使用されている。したがつて、大安殿で行われた元日受朝は特例に属し、大安殿を大極殿と同一とすることはできない。中安殿は元明太上崩御の場所としてみえるのが唯一の例であつて、これがのちに仁寿殿に相当するという通説の重要な根拠をなしている。内安殿は、養老5年、神亀4年、宝字3年、4年の4回みえるが(統紀)、養老5年の伊勢斎内親王任命を除いて、いずれも重要事態にのみ、主典以上の官人を集めて詔勅を賜わり、あるいは授位を行つている。このように、機能的にはむしろ「大極殿」に相当するが、やはり内裏内殿舎とすべきであろう。

ところでこれら内裏内殿舎とおもわれる安殿関係の記事は、大安殿は勝宝6年まで、内安殿は宝字4年正月まででなくなる。これを宝字年間の内裏改修に関係づければ、大安殿・内安殿・中安殿はいずれも宝字以前の旧内裏にかかわるものであろう。宝字の改修以後で大安殿(南殿、正殿)に相当するものは「前殿」である。ここでは宝亀7年8年の元日の宴、16日の節宴、遣唐使節刀賜与が行われており、前後の記事に徴して、「内裏」の前殿であることは明らかである(別表5参照)。称呼の上からいえば、さきにみた称徳朝の西宮前殿にその系譜をひくものであろうか。

* 吉祥天悔過のことは景雲元・正・乙未条に諸国国分寺において正月8日から7日間おこなうべきことを命じているのを初見とするが、宮中においておこなわれた最初がさきの景雲3年正月のものであろう。東内は宮城内悔過道場として造営されたものであろうか。

** 宝字9・正・癸巳条(前殿, 受朝), 神護3・8・乙酉条(寢殿, 設齋), 景雲2・11・壬辰条(前殿, 新嘗豊楽), 同3・正・壬申条(前殿, 法王道鏡に拝賀), 同4・8・癸巳条(寢殿, 称徳崩)

*** 別表5参照。

諸 官 衙

a. (太政官) 弁官曹司 宝字元年7月庚戌条と宝龜3年12月乙亥条にみえる。後者はさきに宮城門のところでのべたように、弁官曹司の所在を推定しうる貴重な記事である。すなわち、弁官曹司は、宮城東面南端の的門に通ずる路に南門を開き、朝堂東回廊のほぼ中央部に接してその東側に位置していた。この位置は平安宮内の太政官とほぼ一致する。

b. 中務南院 勝宝5年正月癸卯条にみえ、元日賜宴に使われている。普通一般の元日宴は、内裏あるいは朝堂が用いられているから、この場合は特例である。

c. 武部曹司 宝字5年正月丁酉条にみえ、小治田宮から還幸なつて、ここを御在所としたとある。当時平城宮が改作中であつたための処置であろう。

大蔵省

d. 大蔵省(節節省) 養老5年・天平10年・宝字8年・宝龜3年・同6年・延暦元年の7例みえる。位置を直接示すものはないが、宮城内、宮城外を判定する一つの手がかりとして、さきにも使つた「御」「幸」の用字を検出すると、天平10年が「御」とあり、宝龜3年・7年のものが「幸」となつている。わずかの例であるが、いずれも平城宮改作前後の安定した時期のものであり、朝堂の移建によつて官衙の配置がえも行われたと推定されるから、天平頃に宮城内に存したのが、宝龜に宮城外へ移建されたのではなかろうか。なお、倉には雙倉・長蔵などの種類があり、「北行東第二雙倉」とあることからすれば、南北2列以上に並んでいたのであろう。

e. その他 大学(景雲元・2・丁亥)・左右兵庫(天平元・4・朔)・兵庫南院東庫(天平元・12・庚戌)・図書寮(宝字8・10・壬申)・図書蔵(宝字元・7・庚戌)・靱負御井(宝龜3・3・甲申)などがみえる。このうち大学は「幸」とあるから宮城外らしく、図書寮・蔵は明らかに宮城内であるが、そのほかは不明である。

そ の 他

南苑

a. 南苑(南樹苑) 南苑は統紀神龜3年3月辛巳条を初見として、天平19年までに16回みえるが、天平末年でたえることは、恭仁遷都以前の平城宮にかかわる苑であることを示している。天平19年には、本来内裏あるいは朝堂などで行われるべき元日宴会の他、授位・騎射・仁王経講読などに用いられている。これは恭仁遷都により荒廢に歸した内裏・朝堂が、遷都後まだ使用にたえなかつたための臨時利用と考えられる。これを除く天平12年までの南苑用例をみると、冬至などの節宴8回その他3回である。関野貞は南苑を宮城内の中央部、内裏の南域に比定されたが、節宴の内容から今少し小規模なものと考えてよいのではあるまいか。南樹苑と別称され、曲水宴にも使われているから、水に関係ある場所であつたのであろう。あえて南苑の位置を求めるならば、中央内裏と朝堂の間、あるいは場所は不明だが、同様なことに使用される松林苑の南であろうか。天平19年以後に南苑がたえることは、以後の宮城内改造で、この地域が他のものにかえられたためであろう。

b. 松林苑・松林宮・北松林 天平元年3月癸巳条を初見に、いずれも天平年間に5回みえる。曲水の宴に2回、5月5日騎射宴(端午節句)に2回、正月17日(大射宴)に1回使用されている。さきの南苑同様の機能をもつた苑で、泉水のえられる場所であつたろう。北松林とあるから内裏の北方であることはまちがいないが、宮城内であるか否かは不明である。この苑の記事が天平年間で限られているのは、南苑とともに注意をひく。

c. その他 西池宮(天平10・7・癸酉)、鳥池塘(神龜5・3・己亥)、内嶋院(宝龜8・3・乙卯)などがみえるが、これらの位置や実体はあきらかでない。

B 平城宮大内裏の復原

宮城内の諸殿舎の配置を決定するのは、いうまでもなく宮城の中央に大きく占地する朝堂と内裏である。関野貞は、朝堂を十二堂と大極殿の土壇を明瞭にとどめる宮城東よりの地域に、また内裏を朝堂と推定した地の西北、東大宮・大宮などの字名を残している宮城全体の正面北域の高燥地とした。この関野の復原は、これまで一般に認められてきたところである。

しかし第Ⅱ章にふれたように、関野の推定した内裏の南域、すなわち宮城中央正面の一郭に、東方の朝堂推定地と同様な土壇およびその痕跡が東西にならんでいる。これを関野は平安宮豊楽院の先駆的なものとして文献に見える南苑にあたとされたが、*ここが朱雀大路の正面、平城宮の中心の一郭であり、土壇が整然とならぶことから、この地も朝堂であつたと考えられないであろうか。従来の調査、特に昭和30年の大極殿回廊東南隅の調査結果で、東の朝堂推定地域が和銅創設期にさかのぼりえないことがわかり、東の朝堂が必ずしも平城宮の当初計画によるものでないと考えられるにいたつた。** この東と中央の両地域の東西幅を測ると、東の地域は 185 m、中央の一郭は 215 m で中央の方が広い。これを藤原宮の朝堂院が 225 m であること、***平安宮の復原数値が 160 m であると比較すると、中央のそれは藤原宮にきわめて近く、東はそれと平安宮の間に置かれるべきものと考えられる。

第2次朝堂院・内裏

	東西幅	南北幅	堂間東西距離	
第1次朝堂院	690	—	560	
第2次朝堂院	600	1650	450	
第2次内裏	600	650	—	
藤原宮朝堂院	780	1940	600	(単位、尺)

このことから平城宮内の中央と東の2地域は、前後に時期を異にして造営されたとみるべき遺構であり、中央が和銅創設以来の第1次のもの、東の朝堂は第2次的なものと考えられてくる。

文献からこの点を検討してみると、前述のように朱雀門は恭仁遷都以前にのみみられるから、この間は朝堂が宮城の中央にあつたと考えられる。これに対して東朝堂の正面門が「中壬生門」として史料にあらわれるのは称徳朝である。

内裏についても、最近の発掘で、関野の推定した宮城正面北域のほか、東朝堂に北接する地にそれと対になる状態で、内裏と推定できる特殊な築地回廊をめぐらす一郭の存在することが明らかになつた。この築地回廊は昭和29年の発掘であきらかにされたように、2回にわたる掘立柱の廊状遺構に、重複して建てられているから、平城宮としては後の時期に置くべきものである。ここは文献的にも東宮ないし東院の延長線上に考えられ、それを称徳朝に内裏として拡充発展させたものとするれば、遺構の状況と矛盾しない。

朝堂・内裏について第1次と第2次のものが想定できるとすれば、移建をあえてしなければならなかつた理由、またその時期、そして中央部の第1次朝堂が移建された跡の処理などが、あらためて問題になる。さらに内裏・朝堂の移建が、宮城内北域の3期5次におよぶ官衙群の造作とどのように関連するのかも検討を要する問題であろう。

* 関野貞「平城京及大内裏考」p. 153~4

** 国有地になり芝地に整備される以前は、この地もすべて東西に細長い水田がありその中に土壇がなら

び、この点で現在の中央区と同じ景観であつた。

*** 『藤原宮址伝説地高殿の調査—2』(日本古文化研究所報告11)

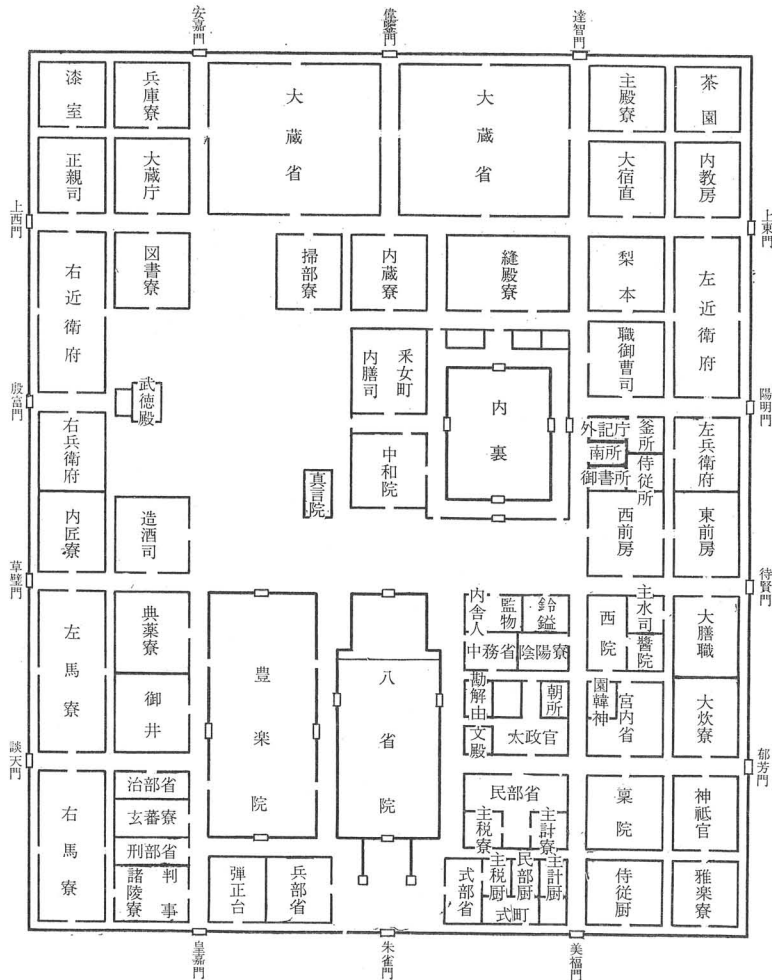
朝堂移建の時期

朝堂の移建のおこなわれた時期は 1 天平末年、2 勝宝年間、3 宝字年間の3つが考えられる。1は、天平17年の平城遷都後、大極殿を新造した際に移したとするもの。しかし文献的にはその徴証はほとんどない。南苑および松林苑が天平末年で消えることを宮城内の全体的な改造にかかわるものとするれば、或はこの時期に朝堂の移建が行われたとすることもできるが、これらの苑の消滅を移建と直接結びつけるには飛躍がある。2は孝謙即位直後から宝字元年まで大極殿の記事がみられず、その間大安殿やその他の記事があつて、朝堂の改修を想わせる状況による。孝謙の皇太子以来の居所東院の前面にみずからの朝堂を造営したと想定するのだが、これも文献上に明らかな徴証はみられない。3は文献上に宮城内改造を明瞭に伝える記録があり、この時唐招提寺に東朝集殿の施入があるので、少くとも朝堂に大々的な改作の加えられたことが確められる。また大極殿に相当する機能をもつ安殿関係の記事で、大安殿は勝宝6年に内安殿は宝字4年でみられなくなるから、あるいはこれらが朝堂の大極殿に改作されたのではないかと推定される。この時期の改作は勝宝8年の聖武太上崩御、宝字4年の光明皇太后崩御にともなうものであるから、新しい宮城内の構成プランがこの時に考えられたとするのは、きわめて自然である。しかし宝字の改修が淳仁天皇を擁立した仲麻呂の主導によつておこなわれたこと、淳仁天皇は廢帝まで明らかに中宮院を居所としたことから、中宮(内裏)との関係を強調すれば、宝字の改修に東へ朝堂を移したとするのにはやや無理があるのではなからうか。以上の3説はいずれともきめうるものではないが、現段階では東の朝堂院出土屋瓦の様式から1・2説は3よりも妥当性があると考えられる。

内裏移建の時期

次に内裏移建の時期については、東院が孝謙・称徳天皇に特別関係のある御所で、これを拡大発展させたのが称徳朝であることはさきにふれた。宝亀年間の宮中行事をみると、例えば宴会などの時、5位以上の官人を内裏に、以下の官人や蕃客を朝堂に饗する仕方が多く現われるが、これは内裏と朝堂が位置的にきわめて密接な関係

Fig. 28 平安宮宮城図



(陽明文庫本による)

にあつたことを示している。東の地域に内裏（東院）と朝堂が大極殿を媒介として組み合う構成に完成したのはこの時期であろう。大極殿東南回廊の改作（礎石の取替え）を宝字年間とすることもできるが、様式から宝亀年間に下るとみられる RT-6732 型式軒平瓦が多量に出土することからも、この時期の改作と考えるのが自然ではなからうか。^{*}

それでは第2次朝堂移建後、中央の第1次朝堂跡はどう処理されたであろうか。現在の地形からみて移建後に官衙などが建てられたとは思われず、そのまま放擲されていたとも、これが宮城内の中央域を占める点で考えがたい。周知のように平安宮には中央の朝堂の西にほぼ同規模の豊楽院を設け、朝儀が朝堂で行われるのに対して饗宴はこの場所でおこなわれた。両者を併立させる構想がいつ、どのような理由で生まれたかはなお検討を要するが、或は平安宮豊楽院にさきだつて、平城宮において中央と東の2度にわたる朝堂が造営された事情と関係するのかもしれない。^{**}

次に宮城内に配された諸官衙の位置と、これより推測される点についてふれてみたい。まず文献の上で官衙の位置がほぼ推定できるのは太政官弁官曹司で、この位置は、平安宮太政官の占地にほぼ等しい。また天平年間に宮城内に存した大蔵省が、宝亀年間には宮城外に移されていたのではないかと推測されることもすでに記した。大蔵省は平安宮においては、宮城中央の北部、北辺坊に相当する位置におかれているが、平城宮でも北方にあつたのではなからうか。平城宮には一条より北の部分はなかつたとするのが通説であるが、^{***}大蔵省が宮城外に移されたとすれば、そこは北辺坊にあたり、この時新たに北辺部が作られた可能性がある。今回の 6ABO 区の調査で、宮城北部の官衙群の整備発展されはじめる時期が、宝字7年以降と判明したが、この時期に大蔵省の移転を含んだ官衙の大規模な造営工事がおこなわれ、宮城が北に拡張されたのではなからうか。前述した平城・平安両京における条坊計画の関連からみて、平城宮にも或時期に北辺部分があつて、平安宮がそれを踏襲したと考えられるのである。

宮城内諸官衙の配置

また発掘資料によつて、官衙の位置が想定されるものは、今回の調査による大膳職もしくは内膳司があるが、今一つ昭和3年の調査で出土した墨書土器から推定される官衙がある。この土器は 6AAB 区の溝から検出されたもので、「宮内省」、「内掃司」などの記載があり、この地域にかつて宮内省に關係する官衙があつたことを示している。調査が溝に限られているので、この官衙の規模や位置は判らないが、今回調査した地区と合わせて、内裏の北方一帯は官衙地域であつたと推定される。太政官の位置が宮城の東南にあり、北方に官衙群が配置されることに加えて、第Ⅱ章-2でふれた地形や睦畔の形状を考慮すると、平安宮古図にみえるように、宮城の東・西・北の外縁にそつて、諸官衙が配されていたものであろう。しかし朝堂・内裏で両宮城にかなりの相異点がみられるように、個々の官衙の規模や位置は必ずしも平安宮と同じではなかつたと考えられる。以上は現段階での一応の想定で、その実証はすべて今後の発掘調査にかかっているが、内裏や朝堂だけでなく周辺の官衙に至るまで発掘可能である現状は実に貴重なもので、その点では平城宮跡が我国都城中でも唯一のものと云つてよい。この遺跡の発掘調査の重要性が改めて強く認識されるのである。

* この問題は『平城宮跡第1次発掘調査報告』でも簡単にふれた。

** 平安宮において豊楽院が完成し、利用されはじめるのは弘仁年間であるが、延暦18年正月に「豊楽院未だ功を成さず」(後紀)とあるから、すでに平安宮の初期から豊楽院の構想がみられる。続日本後紀承和2・3年の記事では豊楽院の諸堂が朝堂ともよば

れたらしい。

*** 喜田貞吉「平城京及大内裏考評論」(歴史地理12-5)は佐紀池に北接した御前池中に、平城宮北大垣の痕跡を示す土塁が在存したことを報告している。この遺構に注目すれば平城宮に北辺坊のないことが想像できる。